

# 全国被連協ニュース

第40回全国クレサラ・生活再建問題

被害者交流集会特集号

2021年11月15日発行

NO98号

発行 全国クレサラ・生活再建問題

被害者連絡協議会

〒530-0047 大阪市北区西天満 4-5-5

マーキス梅田 301号

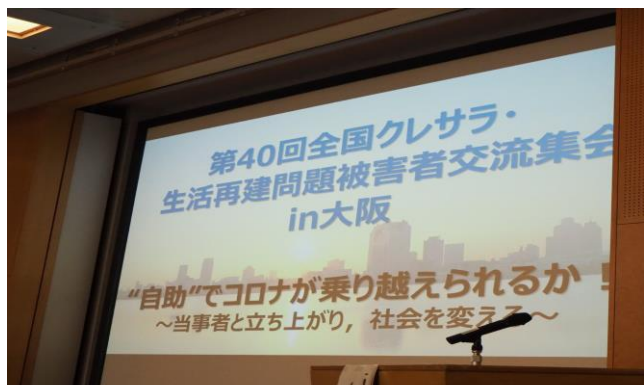
大阪いちょうの会内

TEL06-6361-0546 Fax06-6361-6339

## “自助”でコロナが乗り越えられるか!

### ～当事者と立ち上がり、社会を変える～

#### 第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会開催される



10/30・31の2日間にわたり、第40回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会が大阪において開催されました。コロナ禍ゆえ、全国の多くの方々に参加していただくべくリアルとオンライン同時のハイブリットという総意工夫をこらした開催となりました。集会を成功させていただいた、大阪の現地実行委員会のみなさんに心から御礼を申し上げます。

さあ、全国の仲間のみなさん、ともに灯を大きくかかげ来年へ向けて進みましょう。

コロナ禍の中、昨年のプレ集會も含め、2年間にわたり集會成功のために先頭にたって頑張ってきた小久保哲郎実行委員長の総括の挨拶をここに紹介いたします。

## ありがとう！そして来年もお会いしましょう！

第1回のサラ金被害者交流集會は、1981年9月に大阪・中之島公会堂で開催され、「泥沼からの訴え」というテーマで、社会にサラ金被害の実態を訴えたということです。クレサラ対協は、その後強力な運動を展開し、ついに2006年12月、悲願であった貸金業法の抜本改正、グレーゾーン金利の撤廃を勝ち取りました。

ホームレスや生活保護の問題に取り組んできた私は、ちょうどそのころからクレサラ対協に入出入りするようになっていたのですが、2006年11月に鹿児島で開催された被害者交流集會では、1500人を超える参加者の凄まじい熱気に圧倒されたことを鮮明に覚えています。

クレサラ対協は、その後、運動の足場を多重債務問題から貧困・生活再建問題へと移し、2014年1月に「クレサラ生活再建協」と改称しました。貸金業法抜本改正という明確な目標に向かって一致団



結し華々しい成果をあげた時代を経て、運動の幅は、労働、社会保障、教育、税制と大きく広がりました。そして、記念すべき第40回の集会在大阪で開催されることになったのですが、昨年は、思わぬコロナ禍に見舞われて本番を延期し、オンラインでのプレ集会を開催しました。

満を持しての本番を迎え、1日目の昨日は、最前線で活躍し続ける稲葉剛さんの基調講演で始まりました。私は2012年の生活保護バッシングの時から稲葉さんと活動を共にしてきましたが、いつも冷静な稲葉さんが、時間をオーバーするくらい、いつになく熱く語ってくれました。

パネルディスカッションでは、4つの分野からの報告と議論で、「戦略と目標をもって当事者の声を社会に届ける」というクレサラ運動の原点こそが「勝利の方程式」であることを改めて確認することができたと思います。

そして、今回の交流集会で私たちは、交流集会としては初めての、リアルとオンラインのハイブリッド方式に挑戦しました。しかも、今日の午前中には、9つもの分科会を同時にハイブリッド開催するという相当無謀なことにもチャレンジしました。そのため、音声面などで不手際が生じてしまったことについて、心よりお詫びいたします。また、技術面含めてご協力いただいた関連団体の皆様に心より感謝いたします。ありがとうございました。

ただ、今回無理を強いて9つの分科会の開催にご協力をいただいたおかげで見えてきたものもあると思います。被害者運動、カジノ、悪質商法、税制、奨学金、生活保護、滞納処分、住まい、非正規労働・・・とこれらの分科会を開催したのは、すべてクレサラ対協の関連団体で、それぞれの分野で先頭に立って活躍しています。なかなかすごい団体が集まっているじゃないか、ということが再確認できたのではないのでしょうか。

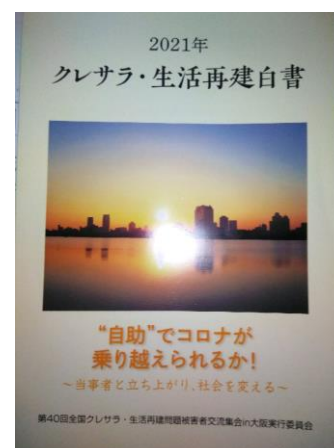
私たちは、この間、クレサラ対協の役割について議論を重ね、様々な分野で取り組む団体の「マザーシップ、母船」としての機能と、時代に合った新たな団体を生み出す「インキュベーター、ふ卵器」としての機能があるという共通認識に到達しています。

今回の交流集会在、対協のマザーシップとしての機能を取り戻し、強化していくための通過点となり、新たに参加いただいた方々とも手を携えながら、時代に合った運動を生み出していく切っ掛けとなることを願っています。

来年以降の開催場所や方法については、まだ決まっていますが、期せずして2年にわたる取り組みに本当に献身的に取り組んできた大阪実行委員会の面々も、きっと引き続き力を貸してくれると思います。関係するすべての皆さんが力を出し合い、負担を分かち合うことによって、来年以降も交流集会を続けられると思います。

来年も是非また被害者交流集会でお会いしましょう！

本日は、どうもありがとうございました。

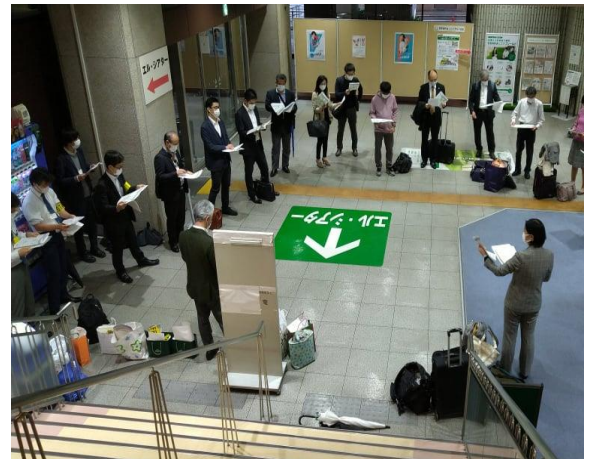




受付で奮闘する大阪いちょうの会・  
和歌山あざみの会・  
尼崎あすひらく会の仲間たち



尼崎あすひらく会古本会長・  
和歌山あざみの会尾崎さん



8時すぎからのスタッフミーティング

### 木村達也クレサラ対協代表幹事の挨拶



40年という長い歴史を私たちは「不偏不党」、「独立自尊」という形で継続してきました。そして、「被害当事者が自ら声を上げて立ち上がる」という被害の告発こそが私たちの運動の原点であり、民主政治の原点です。私たちが取り組んでいる貧困問題というテーマは私たちの力だけで解決するものではなく、多くの仲間、関係者が力あわせ根気よく息長く戦い続けねばなりません。私たちに必要なことは「闘う仲間を増やすこと」、「集まって熱い議論をすること」、そして、「自らが問題解決にむけて立ち上がること」です。幸い私たちの傘下には多くの運動団体が組織されています。連携、力あわせて頑張りましょう。

### 岡田悟被連協会長の挨拶

困難な中、実現のために奮闘された実行委員会の方々、関係者の方々の粘り強いご努力に対して全国の被害者の会を代表して敬意と感謝の意を表します。私たち被害者の会はリアルでの会合や相談活動が諸規制で困難な中、各地で様々な工夫をこらし、あらゆる相談に寄り添って絶対に孤立をさせないように頑張ってきています。仲間の連帯のためにぜひ、困難ではありますが次回、来年度の全国集会の継続に繋がられるように、みんなで努力をしていきましょう。



来賓の大阪弁護士会  
田中宏会長



来賓の大阪司法書士会  
香山恭慶会長



来賓の日本司法書士会  
小澤吉徳会長



NPO法人TENOHASI 食料配布、医療・福祉相談  
2021年9月25日(土) 416人(近年では最多)  
コロナ以前の約2.5倍。若者や女性の姿も。



稲葉剛さん(つくろい東京ファンド代表理事、NPO法人ビッグイシュー基金共同代表、立教大学客員教授、住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人)が基調講演

「コロナ禍であらわになった“公(おおやけ)”の不在」 熱く、熱く語った稲葉剛さんの基調講演はみんなに勇気と連帯のシュプレイコールを大きく送りました。

# 当事者と立ち上がり、社会を変える！ 感動の涙！ 美しい！ たくましい！

パネルディスカッション



名コンダクター尾藤廣喜弁護士とさまざまな分野のパネラーのみなさんのカラフルで多種多様な報告が見事な「勝利の方程式」のハーモニーを奏でました。



## 「コロナ禍の保健所の現場から」

小松康則大阪府関係職員労組執行委員長と現場で苦闘する保健師さんが報告。コロナ禍での保健所の実態を告発。悪政の中、府民と共に削減された人員を取り戻すキャンペーンを展開

「個人事業主の労働組合結成」  
清水ひとみヤマハ英語講師執行委員長と清水亮宏弁護士が報告。大阪で立ち上げたユニオンの輪が全国へ拡大。





「外国人支援の現場から」

渡辺寛人さん（POSSE事務局長）、田所真理子ジェイさん（POSSEボランティア）非正規滞在の外国人支援の現場からの報告。自らのこととして支援に加わる若者たちの輪の拡がり。



「いのちのとりで裁判から」

2021年2月の大阪地裁での画期的な勝訴判決を勝ち取った報告。全国29地域の仲間思いをよせて脇山美春弁護士と大阪訴訟原告共同代表の小寺アイ子さんが報告。

### 結 心 閣



プレゼンターは甲斐道太郎名誉代表幹事、木村達也代表幹事でした。

（こころ）でした。

生活保護基準引下げ違憲大阪訴訟団（心「こころ」）でした。

前田勝範司法書士（閣「ヤミ」）

大阪いちようの会ヤミ金対策委員長の

（一文字は結「ゆい」）

反貧困ネットワーク事務局長瀬戸大作さん

今年の表彰者は

交流集会では年間功労表彰が行われました。本年度表彰者には表彰状と記念品として、「好きな一文字」を刻印した大阪名産のすず製の「お猪口」が進呈されました。

### 年間功労表彰

## 当事者運動としての被連協の灯をかかげよう

被連協主催の分科会は岡田悟会長の挨拶でスタート。

大口全大阪生活と健康を守る会会長が「低所得者を中心とする会員が主人公」の運動をどう進めているのかについて講演いただきました。請けおいではなく、会員が自らの手で進める大切さ、会員が自らの要求をもち発言する大切さ、「要求実現の場」、「生きた学習の場」、「社会参加の場」としての生命線としての自治体交渉の大切さを大きく強調されました。



被連協分科会で講演いただいた  
大口耕吉郎全大阪生活と健康を守る会会

入会して1週間にならぬ方が100人の前でマイクを持ち発言し、多くの方に感動をもたらせたこと、そのことにより参加者が初心に戻り運動を前進させていることが紹介されました。まさに私たち、被連協運動もその方向で進めていくべきかと示唆をいただきました。

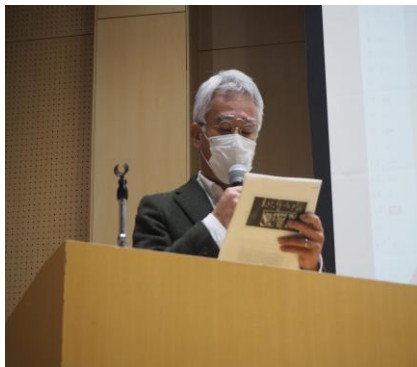
分科会では講演をうけて、和歌山あざみの会の松谷裕子さんの体験報告を代読（クレサラ白書に内容を記載していますのでご覧下さい。）、また、松谷さんのあざみの会への来所から現在に至るまでの経過を寄り添ってきた田中千鶴子あざみの会事務局長が報告。頼りになる“なんでも相談あざみの会”の奮闘ぶりです。

木村達也弁護士は「困難な情勢の中でも被害当事者が声を上げていく大切さ、諸運動は当事者が声を上げていくことによってはじめて運動たり得ること、」を強調。パネルディスカッションで生活保護訴訟原告団の小寺アイ子さんの報告が参加者に感動の涙をもたらせたことを紹介し、まさに今、全国の被害者の会が声を発掘し結集していくために具体的に前へ進もうとよびかけました。

また、大阪いちょうの会ヤミ金対策委員長の前田勝範司法書士より、SNSを駆使した姿形を「変化」したヤミ金業者に対する対応、またその被害者像について諸指摘がなされました。

大山小夜金城学院大学教授からは、「被害者交流集会では一貫して被連協主催の分科会に参加して、被害者像とむきあい、常に伴奏していること、今後も共に走って行こう」との発言をいただきました。

被連協は1982年創立後40年、来年は節目の年を迎えます。全国のみなさん、当事者運動としての被連協の灯を大きくかかげ来年度へ向けて進んでいきましょう。



集会宣言を提案する  
堀泰夫実行委事務局長



集会後の実行委員会スタッフのみなさん  
ご苦労さまでした。



森永パク郎さん 青木おさるさん



片山せつきさん 田原洋一郎さん

盛りあがった余興  
作…新川眞一司法書士  
演出…上田智子弁護士

## 被連協としてコロナ禍における特例貸付について

### 要請書提出等の運動をする予定です。ご協力をお願いします。

10/16 時点の厚労省速報値で緊急小口資金等の特例貸付は

●貸付申請件数 2,966,005 件、●貸付決定件数 2,889,059 件、●累計貸付決定額は 12,526,46 億円にものぼります。  
(参;6/25 で緊急小口資金 2346 億円、総合支援貸付 7784 億円)

.....  
コロナ禍での生活困窮者対策の中心として本来なすべきは給付型の援助と生活保護の拡充です。しかし、政府が打ち出したのは緊急小口資金(最高 20 万円)、と総合支援資金(最高 180 万円)で最高 200 万円まで無利子で貸し付けるというものです。ここに多くの生活困窮の方々を誘導しました。

しかし、これはあくまでも貸付であり、来年度から返済義務が生じます。コロナ災害が長期間続き、展望が全く見えず、生活再建の目処も一切見えない場合は貸付による自助には限界があります。来年度、生活が一変する可能性はありません。住民税非課税の世帯には償還免除の措置がありますが、このままの状態が続くと大多数は借金返済困難、多重債務への道が大きく想定されます。

被連協として、償還のはじまる来年ではなく、年度中に要請書提出等の運動をする予定です。詳細については後日お知らせいたします。なにとぞよろしく願いいたします。

**(2021/10/24 神戸新聞)** もともと収入が不安定な世帯や高齢者は大丈夫か。コロナ前のように働けないと、負債だけが残る。「もらいたいです」と言って、申請に来た人が複数いた。「借金」だという認識は、どれほどあるのだろう。国は、住民税非課税世帯を返済免除の対象としているが、全体の一部にすぎない。阪神・淡路大震災の時も、被災者向けに特例制度が設けられた。貸し付けられた約 7.7 億円のうち、四半世紀が過ぎた今も約 3 億 6 千万円、3584 件が未償還だ。コロナ禍の特例制度の決定金額は現時点で阪神・淡路の 1.0 倍近い。これから、長く険しい返済の道のりが控えている。

**(神戸新聞 2021/8/25)** 阪神・淡路大震災の被災者に国と自治体が貸し付けた「災害援護資金」について、神戸市が未返済分の全 709 件(利息含め約 1.1 億 5 千万円)の返済を免除する方針を固めたことが 24 日、分かった。新型コロナウイルス禍による経済状況の悪化や高齢化で返済に苦しむ借り主が増え、回収は難しいと判断した。震災から 26 年を経て、残された課題に一区切りが付くが、今後は兵庫県内の他市でも残る債権の放棄が焦点となる。

**(東日本大震災朝日新聞 2019 年 2 月 4 日)** 県震災援護室は災害援護資金について「貸し付けには所得の上限があり、もともと余裕のない人が借りていた。滞納が多いことは想定された」と指摘。仙台市災害援護資金課は「返すつもりだった人も、震災後 8 年で体調を崩すなどして、生活が不安定になった人が多い」とみる。小口貸し付けを担った県社協の担当者は「債権回収業務の負担も重い。大災害時の被災者支援は、貸し付けよりも現金給付を拡充すべきではないか」と話す。